# 平成23年度上士幌町敬老会開催及び敬老祝金贈呈実施要領

#### 1 趣 旨

長年にわたり、町の発展に寄与された高齢者の方々の長寿を祝うため、敬老会を開催する とともに、その尽力に感謝し労をねぎらうことを目的として「敬老祝金」を贈呈する。

## 2 実施主体

上士幌町

#### 3 実施内容

## (1) 敬老会の開催について

- ①開催日時 平成23年9月15日(木)11時00分から12時00分まで
- ②開催場所 山村開発センター 大ホール
- ③対 象 者 基準日平成23年9月1日で満70歳、88歳、100歳になられた方
  - ・昭和15年9月2日から昭和16年9月1日までに生まれた方
  - ・大正11年9月2日から大正12年9月1日までに生まれた方
  - ・明治43年9月2日から明治44年9月1日までに生まれた方 (平成22年9月1日以降上士幌町に在住し、平成23年9月1日現在居住の方 (住民基本台帳登録者))
- ④来 賓 者
- ・上士幌町議会議長、副議長並びに議員
- · 社会福祉法人 上士幌町社会福祉協議会長
- ・上士幌町老人クラブ連合会長
- · 上士幌町民生委員児童委員協議会長
- ⑤記 念 品 紅白饅頭・赤飯・酒(1合瓶)

## (2) 敬老祝金等の贈呈について

- ①贈呈年月日 平成23年9月15日(木)
- ②贈呈場所 山村開発センター、役場保健福祉課窓口
- ③贈呈対象者 基準日平成23年9月1日で満70歳、88歳、100歳になられた方
  - ・昭和15年9月2日から昭和16年9月1日までに生まれた方
  - ・大正11年9月2日から大正12年9月1日までに生まれた方
  - ・明治43年9月2日から明治44年9月1日までに生まれた方
    - ※平成22年9月1日以降上士幌町に在住し、平成23年9月1日現在居住の 方(住民基本台帳登録者)
- ④贈 呈 祝 金 上士幌町敬老祝金贈呈条例に基づき贈呈する。
  - ・70歳 10,000円(うち5,000円商品券)
  - ・88歳 15,000円(うち5,000円商品券)
    - ※100歳の方については、既に祝金を贈呈済み。
- ⑤贈呈花束等・100歳 花束及び祝状
  - ※敬老会に出席された場合のみ贈呈する。
  - ※100歳の方の祝状は祝金とともに贈呈済みだが、本人又はご家族の 了解が得られれば既にお渡しした祝状を預かり、敬老会にて贈呈式を 行う。
- ⑥贈 呈 方 法 · 敬老会出席者
  - 70歳になられた方は敬老会受付で贈呈
  - 100歳・88歳になられた方は、町長から贈呈
  - ・敬老会欠席者 役場保健福祉課窓口で贈呈

## 4 経 費

全額町負担とする。